千曲市空き店舗活用開業支援事業助成金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、千曲市商工業振興条例（平成15年条例第168号。以下「条例」という。）及び千曲市商工業振興条例施行規則（平成15年規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、空き店舗活用開業支援事業として助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 空き店舗　商業地域等に存する空き店舗であって、前の入居者が退去した後６ヵ月を経過しても入居者の決まらない店舗であること。
2. 市民の生活環境を向上させる事業　別表1に定める業種とする。
3. 商店街団体　次に掲げるものをいう。
4. 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第２条第１項に規定する商店街振興組合
5. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第１号に規定する事業協同組合のうち商業地域等を事業区域とするもの
6. 次に掲げる事項に照らし、千曲市長（以下市長）が適当と認めるもの
7. 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
8. 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
9. 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
10. 会長、副会長等の役員構成が明確に定められていること。
11. 規約又は会則、役員名簿、決算書および関係帳簿を有していること。

（助成対象要件）

第３条　助成金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 税滞納者でないこと。
2. すでに市内に店舗を有する者は、当該店舗を引き続き使用すること。
3. 事業に必要な許可等を取得していること。
4. 商工団体に加入し、経営指導員の経営指導を受けること。
5. 原則として週に4日以上、11時～17時のうち１時間以上営業すること。
6. 空き店舗等の所有者が2親等以内の親族または生計を一にする親族でないこと。
7. 店舗内での販売又はサービスの提供を主に行わず、大部分が事務所又は倉庫での利用とみなされるものでないこと。
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行わないこと。

（認定申請）

第４条　助成金の認定を受けようとする者は規則第５条に規定する認定申請を次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

1. 事業に必要な許可等の写し（許可等を必要とする業種の場合）
2. 収支計画書
3. 経営指導員による意見書
4. 当該店舗の賃貸契約書または売買契約書の写し
5. 誓約書
6. 当該店舗の位置がわかる図面

（実績報告）

第５条　認定者は、事業実施後速やかに規則に規定する交付申請書及び事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 当該事業を実施した年度の確定申告書及び決算書の写し
2. 納税証明書の写し（直近一カ月以内のもの）
3. 経営指導員による意見書
4. 誓約書
5. 長野県SDGｓ推進企業に認定された場合は、当該制度に認定されたことが分かる書類
6. 開業する地域の商店街団体に加盟した場合は、当該団体の名簿等の加盟したことが分かる書類
7. その他市長が必要と認める書類

附　則

この告示は、令和５年６月１日から施行する。